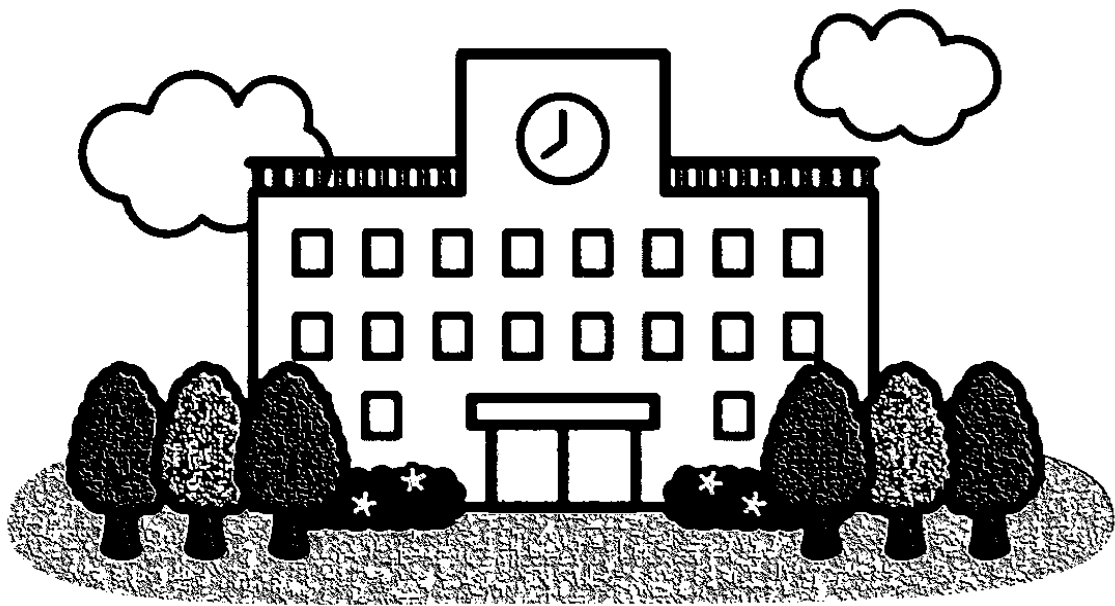


P T A 会 則



令和 4 年度版

小平市立小平第六小学校 P T A

東京都小平市小川東町 3-1-2 ☎042-341-0356

小平市立小平第六小学校 P T A 会則

1. 名称と事務所

この会は小平市立小平第六小学校 P T A といい、事務所を小平市立小平第六小学校、小平市小川東町 3－1－2、の校内におきます。

2. 目 的

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭・学校・社会における児童の幸福な成長を図ることを目的とします。

3. 方 針

この会は、特定の政党・宗教にかたよることや営利目的の行為を行うことなく、更に学校の人事等に干渉しません。

4. 活 動

この会は、児童にとってより良い教育環境を作り、保護者と教職員の連絡を密にし、児童の生活を見守り、この会の目的を遂げるために必要な活動を行います。

5. 会 員

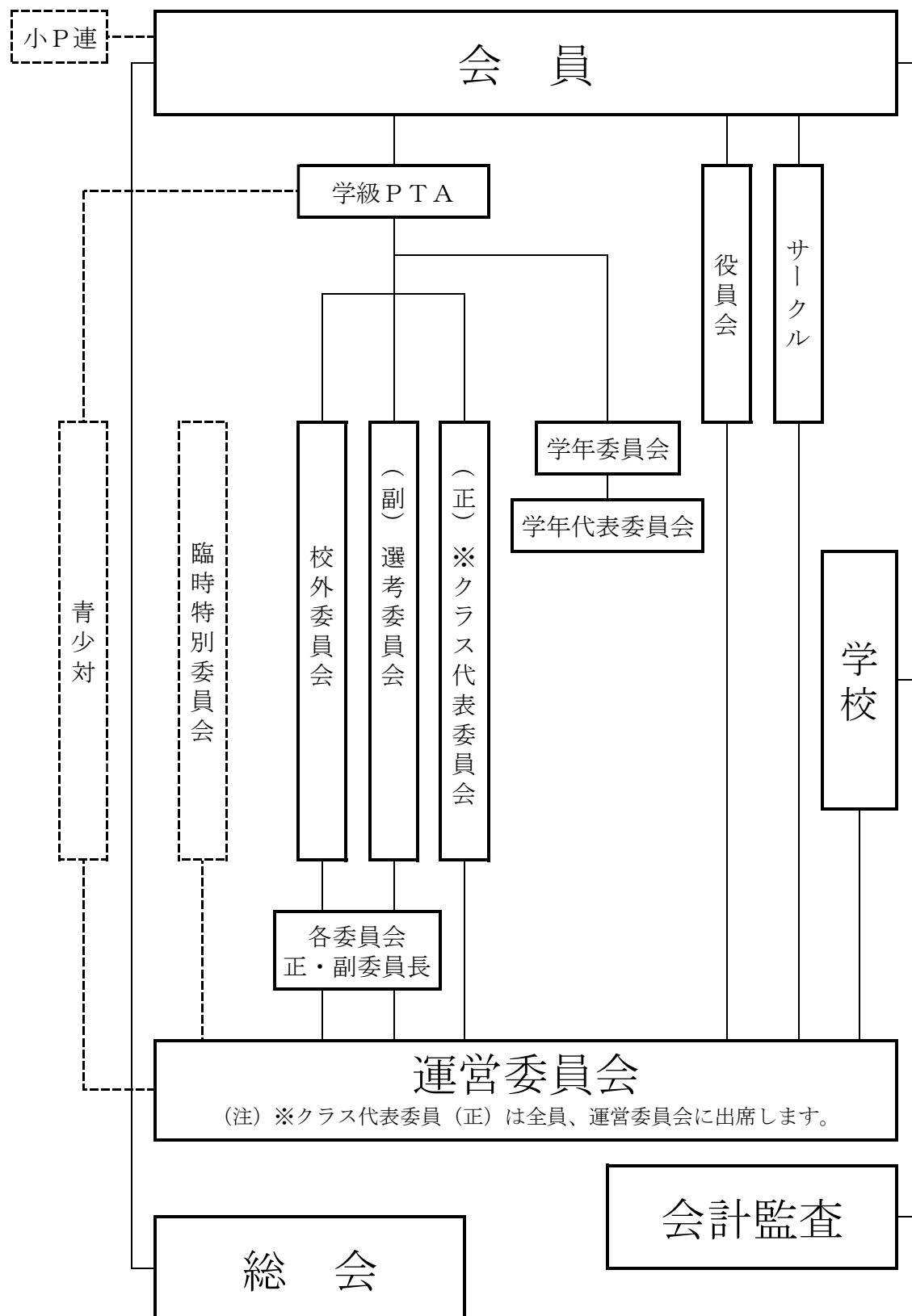
この会は、同学校在籍の児童の保護者と教職員を会員とします。

6. 組 織

この会の会員すべてで、次頁の通り組織します。

7. 総 会

- (1) 総会は全会員をもって構成し、この会の最高議決機関である。会員総数の 5 分の 1 以上（委任状を含む）の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。
- (2) 総会の議事は議長が適宜運用し、会員の議決権は 1 家庭 1 票とします。
- (3) 総会には、定期総会と臨時総会があります。



a 定期総会は毎事業年度はじめに、会長が召集し次の事を審議します。

- ① 年度計画と年度予算の承認
- ② 運営委員会の活動報告の承認
- ③ 前年度決算報告の承認
- ④ 役員・会計監査委員の承認
- ⑤ その他、必要と認められた案件

b 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、又は会員の5分の1以上の要求があった時に開くことができます。

8. 運営委員会

(1) 運営委員会は総会に次ぐ議決機関であり、役員、クラス代表委員、選考、校外の各専門委員会の正・副委員長をもって構成します。
校長・副校長は学校代表として出席します。臨時特別委員会設置の場合は、その正・副委員長も出席します。

(2) 運営委員会は構成員の2分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とします。

(3) 運営委員会の任務は次の通りとします。

- a 議決権は、役員・クラス代表委員（正あるいは正に代わる人）・選考・校外の各専門委員会に各1票、各担当の先生（書記・会計）に各1票とします。
- b 運営に関する活動の連絡調整について協議します。
- c 総会に提出する議案に関する事を審議します。
- d その他重要事項について協議決定します。
- e 必要がある場合は、臨時特別委員会を設けることができます。

9. 学級会・学年委員会

(1) 学級会は、各学級の保護者と担任で構成します。1年から5年は3名、6年は2名の専門委員を選出し、担任と相談して活動を行います。
専門委員については、下記の通りとします。

- ・ 1年から5年では、クラス代表委員（正）、選考委員、校外委員が各1名となります。
- ・ 6年では、クラス代表委員（正）、校外委員が各1名となります。
- ・ 1年から5年では選考委員、6年では校外委員がクラス代表委員（副）を兼ねます。

- (2) 学年委員会はその学年のクラス代表委員（正・副）で構成し、その学年間の連絡調整を図り、学年活動を行います。この会に、クラス代表委員（正）より各学年代表1名を互選します。

10. 役員会

- (1) この会は、会 長 1名（保護者）
副会長 2名（保護者）以上
書 記 3名（保護者2名、教職員1名）以上
会 計 3名（保護者2名、教職員1名）以上
をもって構成しますが、その年の役員内容（人数・役職）は、運営委員会の審議を経て流動性を認めるものとします。
- (2) 役員の任務は次の通りとします。
- a 会長は、この会を代表して全体の活動をまとめ、総会・運営委員会・役員会を召集します。
 - b 副会長は会長を助け、会長に任務遂行上支障があった場合には任務を代行します。
 - c 書記は、役員会が必要とする総会・運営委員会等の記録を取り会員に知らせます。また、その記録の整理・保管などの庶務処理をします。
 - d 会計は会の会計事務をします。
 - e 役員は、対外活動（小 P 連・青少対・小平特別支援学校等）に協力的に参加します。
- (3) 役員の任期は、定期総会から次期定期総会までとし、同役職2期までの再任は妨げません。補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とします。

11. 会計監査

- (1) この会に4名の会計監査委員（内1名は前年度会計、内1名は教職員とする）を置き、その任務は次の通りとします。
- a この会の経理を監査し、総会において会計監査の報告をします。
 - b 必要に応じて臨時の会計監査を行うことができます。
- (2) 会計監査の任期は定期総会から次期定期総会までとし、再任はされません。

12. 臨時特別委員会

運営委員会が必要と認めるときに、そのつど成立させることができます。

13. 専門委員会

(1) クラス代表委員会の構成と任務は次の通りとします。

- a 各学級から選出されたクラス代表委員（正）によって構成し、委員長 1 名・副委員長 1 名以上を互選します。
- b 各学年・各学級にかかわる事について、連絡調整と活動を行います。

(2) 選考委員会の構成と任務は次の通りとします。

- a 各学級（1 年～5 年）から選出された選考委員と教職員から選出された委員 1 名によって構成し、委員長 1 名・副委員長 1 名以上・書記 1 名以上を互選します。
- b クラス代表委員（副）として、クラス代表委員（正）を助けます。
- c 専門委員、役員および会計監査の選考（欠員の補充を含む）に関することを行います。

(3) 校外委員会の構成と任務は次の通りとします。

- a 各学級から 1 名選出された委員と教職員から選出された委員 1 名によって構成し、委員長 1 名・副委員長 1 名以上を互選します。
- b 校外活動を教職員から選出された委員と連絡をとりながら行います。
- c 青少年対策六小地区委員会に担当者を選出し、活動に協力します。

(4) 各専門委員の任期は定期総会から次期定期総会までとし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とします。

14. 活 動

この会の活動計画は、事業年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）ごとに各学級会（含む学年）・各専門委員会・各サークル・役員会が立案し、運営委員会の審議を経て、総会で承認を受けます。

15. 予算と経理

- (1) この会の予算は、会費でまかないます。会費は1年分を前納とし、転出者については申し出があった場合のみ、転出月の翌月分から月割りで返還し、転入者については、転入月から月割りで前納していただきます。
- (2) この会の経理は、予算に基づいて行われ予算案は、活動計画をもとに役員が作成し、運営委員会での審議を経て総会で承認を受けます。
- (3) 補正予算・予算の転用・予備費の使用については必要の都度、会長が運営委員会に提案し、承認を得て行い次期総会で必ず報告をしなければなりません。
- (4) この会の経理と決算は、会計監査を経て総会の承認を受けます。
- (5) この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとします。

16. サークル

同好の会員が集まって、運営委員会・総会の承認を得て成立します。責任者を定め、責任者は運営委員会の必要に応じて報告並びに説明をしなければなりません。

17. 会則の改正

総会において出席者の3分の2以上の同意があれば改正でき、改正案は総会の1週間前までに全会員に知らせなければなりません。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 付 則 | (1) 昭和 53 年 4 月 1 日より施行 |
| | (2) 平成 6 年 一部改正 |
| | (3) 平成 8 年 全面改正 |
| | (4) 平成 12 年 一部改正 |
| | (5) 平成 13 年 一部改正 |
| | (6) 平成 19 年 一部改正 |
| | (7) 平成 24 年 一部改正 |
| | (8) 令和 元年 一部改正 |
| | (9) 令和 2 年 一部改正 |
| | (10) 令和 3 年 一部改正 |

細 則

1. 役員及び会計監査委員の選考

- (1) 役員及び会計監査委員（欠員の補充を含む）の選出人数は、選考委員会が運営委員会に提案し、運営委員会の審議を経て承認を受け、すすめます。
- (2) 選考委員会は、定期総会の少なくとも1週間前までに役員及び会計監査委員候補者の氏名を全会員に知らせなければなりません。
- (3) 優遇措置として役員（会計監査を除く）を1期活動すれば、その家庭についてはすべての役員・委員を免除されます。但し、本人の希望による再任は妨げません。
- (4) 選考委員は候補者として選考されません。但し、本人の希望による立候補の場合を除きます。
- (5) 会計監査委員は役員 及び 専門委員は兼任できません。

2. 役員の補充

会長に欠員が生じた時は、副会長が就任し、会長以外の役員に欠員が生じた時は、選考委員会の選考方法、又は運営委員会の決定によりこれを補充します。

3. 専門委員（クラスから2～3名）の選出

- (1) 選出当日に欠席した会員でも委員に決まることがあります。
- (2) やむを得ない特殊事情により委員をできない場合は、その事由を事前に選考委員に説明し承認を受けて下さい。
- (3) 第1回保護者会にて、各担任と協力して行います。
- (4) 会計監査委員は選出されません。
- (5) 委員長経験者はその家庭についてはすべての役員・委員を免除されます。但し、本人の希望による再任は妨げません。
- (6) 第一子 1年生の委員長を免除。
- (7) 転入生は初年度に限り、委員長を免除。

- (8) 専門委員を経験されたご子息分に限り、再選を免除されます。
但し、クラス全員の保護者が免除になった場合、免除は撤廃となります。

4. 専門委員の欠員補充

専門委員の欠員補充は、クラス代表委員（正）に一任するが、その結果は運営委員会で報告しなければなりません。

5. 弔費等支出基準

- (1) 会員もしくは児童に次の事由が生じた時は、弔慰金・見舞金として給付します。

- a 児童・児童の保護者・教職員の死亡（弔慰金）
- b 児童・教職員の疾病・負傷による2週間以上の入院（見舞金）
- c 給付額は次の通りとします。

弔慰金・・・・・・・・5000 円

見舞金・・・・・・・・3000 円

- (2) 弔慰金・見舞金はクラス代表委員（正）が役員（会計）に請求し、クラス代表委員（正）を通じて給付を行います。
- (3) 弔慰金・見舞金の給付について、特別な事情のある場合は運営委員会の協議によって内容を変更することができます。

6. 保 管

P T A書類全般（含む会計関係帳簿）の保管年限を過去5年間とします。（但し、周年行事企画、改築関係、P T A本部及び各委員会が個別に必要なものを除く）

7. 細則の改正

運営委員会において、構成員の3分の2以上の同意があれば改正できます。

- | | | |
|-----|--------------------|------|
| 付 則 | (1) 平成 8 年 4 月 1 日 | 全面改正 |
| | (2) 平成 10 年 | 一部改正 |
| | (3) 平成 13 年 | 一部改正 |
| | (4) 平成 14 年 | 一部改正 |
| | (5) 平成 19 年 | 一部改正 |
| | (6) 平成 21 年 | 一部改正 |
| | (7) 平成 27 年 | 一部改正 |
| | (8) 平成 30 年 | 一部改正 |
| | (9) 令和 元年 | 一部改正 |
| | (10) 令和 2 年 | 一部改正 |
| | (11) 令和 3 年 | 一部改正 |